

防火

(財)日本防火協会が行う 防火管理講習



● 指定講習機関に至った経緯

平成15年1月8日総務省告示第8号によりまして、(財)日本防火協会が「防火管理に関する講習を行う機関」として指定を受けました。

新宿歌舞伎町ビル火災を契機に「小規模雑居ビルの防火安全対策に関する答申」(平成13年12月26日消防審議会)において「消防機関が共同で講習を外部に委託するなどにより、講習を受ける機会の確保に努める必要がある。」と指摘し、とりわけ中小都市ごとに講習機会を増加させることは効率的でなく、例えば、実施場所を都道府県内1~2か所の拠点都市で行うことで、効率的な講習の実施が可能となる。とし、そのような広域開催を行う機関として(財)日本防火協会が指定されたものです。

● 防火協会の防火管理講習開催方法

- 全国の消防設備保守協会等と協力し、全国ネットで開催します。
- 全国一律の教科書(テキスト)を使用し、統一した講習内容とします。
- 広報用ポスター等は、総て(財)日本防火協会で作成し備蓄地に配送します。
- 受講手続等は、消防設備保守協会等と(財)日本防火協会において、全国ネットのコンピューターで受付処理します。
- 「修了証」は、(財)日本防火協会において作成し修了者に交付します。
- 受講手数料等の管理は、総て(財)日本防火協会において管理します。

● 防火協会の有効活用による各消防本部のメリット

消防機関においては、改正消防法に基づく違反是正の徹底を図るため、立入検査及び違反処理業務の重点的推進が喫緊の課題であること等の現状に鑑み、防火管理講習の講習機会の増加を図り、各消防本部様のコスト低減にも寄与する当協会の行う講習会の活用を是非御検討ください。

① 経費の削減

- 講習の諸費用、係員の人件費等の経費が全くかかりません。
- 講習会開催に係る経費は、総て(財)日本防火協会において負担します。
(広報用ポスター、受講申込書、受講用テキスト等、講習会場の使用料、担当講師への講師料)

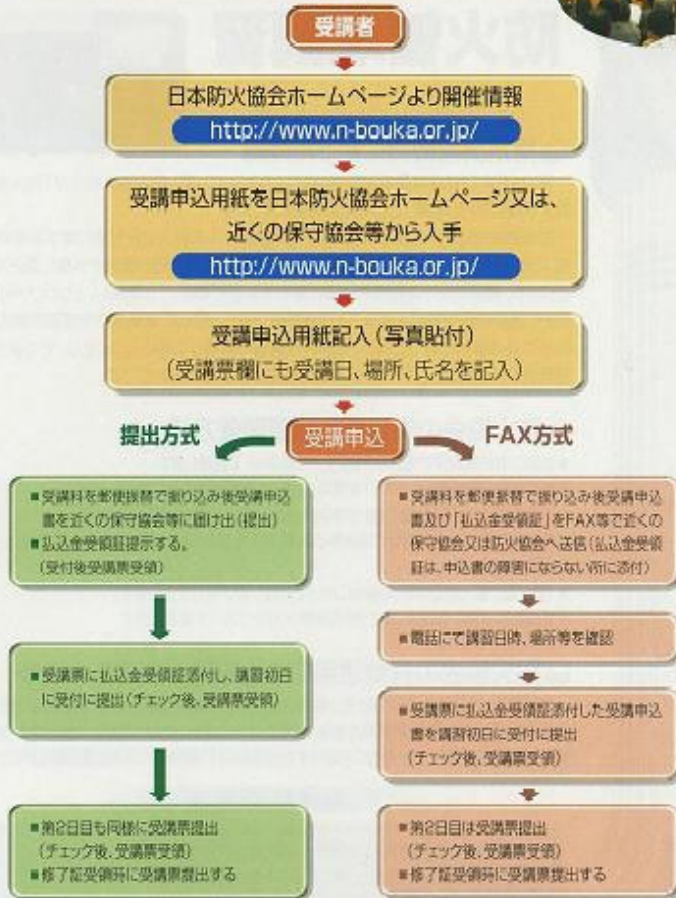
② 労力の軽減

- 講習を開催する場合、各種準備、講師の確保、会場確保、当日の準備委員の確保、実技指導要員等大きな労力を、ほとんど必要としません。
- 受講者からの問合せ等についての応答は、(財)日本防火協会で行います。
- 受講手数料の徴収、返還等の手続きは総て(財)日本防火協会で行います。

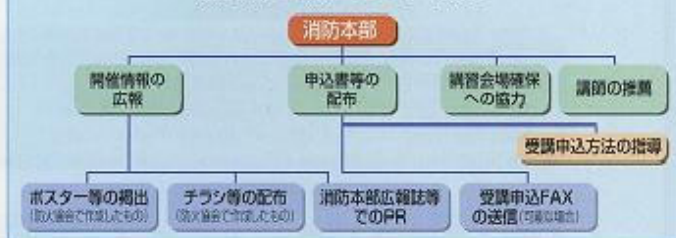
③ 予防行政の充実

- ①、②で軽減した経費、労力を予防行政の充実強化に当てることができます。

防火管理講習受講申込要領



消防本部にお願いしたい事項(例)



防火管理講習ホームページ
詳しくはこちらをご覧ください。

[防火管理講習ホームページへ](#)

目次

1. [全国消防防災主管課長会議について](#)
2. [平成15年\(1月~9月\)における火災の概要\(抜粋\)](#)
3. [平成15年度 民間防火組織の状況](#)
4. [道府県婦人防火クラブ連絡協議会 会長だより](#)